

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 6 号

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

「

橋本駅西通り線沿道地区

(1) 敷地が相模原都市
計画道路 3 ・ 5 ・ 6
号橋本駅西通り線に
1 箇所につき 4 メー
トル以上接する建築
物で、 1 階部分を法
別表第 2 (わ) 項第 2
号又は第 3 号に掲げ
る用途に供する建築
物(それらの用途の
ための入口ホール、
階段、 建築設備諸
室、自動車車庫、自
転車置場、物置、管
理人室等の部分を除
く。)

別表第 2 の 4 の表中

を

」

「

橋本西通り線沿道地区
(1) 敷地が道路(地区計画の計画図に示す箇所に限る。)に1箇所につき4メートル以上接する建築物で、1階部分を法別表第2(わ)項第2号又は第3号に掲げる用途に供する建築物(それらの用途のための入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車車庫、自転車置場、物置、管理人室等の部分を除く。)

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。